

**横浜市技能文化会館  
指定管理者選定評価委員会  
選定結果報告書**

**平成 27 年 9 月**

## 1 経緯

横浜市技能文化会館の第3期指定管理者の選定にあたり、横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類を基に面接審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 選定評価委員会 委員（50音順）◎委員長

小泉 幸男（横浜市技能職団体連絡協議会会長）

菅野 健一（東京藝術大学美術学部工芸科染織研究室教授）

武田 圭子（税理士・中小企業診断士）

原 ひろみ（日本女子大学家政学部家政経済学科准教授）

◎ 藤野 次雄（横浜市立大学国際マネジメント研究科客員教授）

## 3 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定評価委員会（傍聴者1名）	平成27年6月5日（金）
◆公募要項の配布（ホームページにて公表）	平成27年6月19日（金）
◆現地見学会及び応募説明会 （7団体、11名参加）	平成27年6月30日（火）
◆公募要項に関する質問受付 （4団体、31問）	平成27年7月6日（月） ～平成27年7月10日（金）
◆公募にかかる資料の閲覧	平成27年7月21日（火）
◆公募要項に関する質問への回答	平成27年7月24日（金）
◆応募書類の受付	平成27年7月28日（火） ～平成27年7月31日（金）
◆第2回選定評価委員会（傍聴者4名）	平成27年9月7日（月）

#### 4 選定にあたっての考え方

選定評価委員会では、「横浜市技能文化会館 指定管理者公募要項」においてあらかじめ定めた評価基準項目に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。選定にあたっては、面接審査として各応募者からのプレゼンテーション及び質疑も併せて行いました。

なお、評価は、各委員が100点満点（ただし、前期指定管理者の評価はさらに±5点）で採点しております。

#### <評価基準項目>

評価項目	採点欄
<b>1 技能文化会館の基本方針への理解</b>	<b>10</b>
(1) 技能文化会館の設置目的及び役割への理解	(5)
(2) 事業実施、施設運営及び施設管理に関する理解	(5)
<b>2 事業の計画と実施の取組み方</b>	<b>60</b>
(1) 技能職振興に関する事業の企画・実施	(20)
(2) 雇用就業の機会の確保に関する事業の企画・実施	(20)
(3) 勤労者福祉の増進及び文化の向上に関する事業の企画・実施	(20)
<b>3 施設の運営、組織及び管理体制</b>	<b>15</b>
(1) 利用料金運用及び事業運営体制のあり方	(10)
(2) 技能文化会館の維持管理の考え方	(5)
<b>4 収支予算</b>	<b>10</b>
(1) 技能文化会館の管理運営に関する収支計画の考え方	(10)
<b>5 財務状況等</b>	<b>5</b>
(1) 応募者の財務状況	(5)
<b>小計</b>	<b>100</b>
<b>6 前期の指定管理業務の実績</b>	
(1)前期の指定管理業務の実績	+5 ~-5
<b>合計</b>	<b>100</b> <b>+5</b> <b>~-5</b>

#### 【審査における最低基準点】

第1回選定評価委員会では、全委員の合計点500点のうち250点を最低制限基準とし、これに満たない場合、選定から除外することにしていましたが、第2回選定評価委員会では委員1名の欠席があったため、合計点400点のうち200点を最低制限基準とし、これに満たない場合、選定から除外することにしました。

### 【同点の場合の取り扱い】

審査の結果、同点だった場合の取り扱いについて、第1回選定評価委員会において協議し、以下の順序で上位の応募者を指定候補者とするものとしました。

- (1) 評価項目2「事業の計画と実施の取組み方」の合計点が上位の者
- (2) 採点においてAが多い者
- (3) 採点においてD以下の数が少ない者

## 5 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項に該当しないことを確認しました。

### 公募要項（抜粋）

#### (5) 応募条件等について

##### ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。

##### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納している者
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ロ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である者
- (ハ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものである者
- (ニ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されている者
- (ホ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与している者
- (ヘ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること  
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿 **様式4**」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ヘ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでない者）

## 6 応募団体（申込受付順）

- (1) 株式会社ネオキャリア
- (2) 株式会社キャリアライズ

## 7 選定結果

選定評価委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者、次点候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	株式会社キャリアライズ
次点候補者	株式会社ネオキャリア

## 8 総得点（詳細については、別紙採点結果参照）

- (1) 株式会社ネオキャリア 235点
- (2) 株式会社キャリアライズ 362点

## 9 講評

指定候補者の提案内容は、現在の指定管理者としての実績に加え、新たな提案についても、具体的で実現性があるという評価でした。

次点候補者の提案は、新しい事業への意欲は感じられるものの、提案内容に抽象的な面があり、また積極性に欠けるところがあるという評価でした。

### (1) 株式会社ネオキャリア

技能文化会館の利用率や利用料金収入の向上に明確な目標を掲げるなど、意欲的な部分も見られましたが、会館に対する理解が不足しているためか、全体的に踏み込み不足で、提案書の作成にあたっては工夫が必要でした。

### (2) 株式会社キャリアライズ

現在の指定管理者として、技能文化会館への理解度が深く、施設の特性等を踏まえた、積極的で、新しい事業が提案されていました。会社の財務状況や現行の運営実績も良好で、高く評価できるものでした。

(別紙 採点結果)

評価項目	配点	株式会社 ネオキャリア				株式会社 キャリアライズ			
		A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員
1 技能文化会館の基本方針への理解	10	6	6	8	7	10	10	9	8
2 事業の計画と実施の取組み方	60	40	35	35	30	55	60	45	45
3 施設の運営、組織及び管理体制	15	9	12	12	10	12	15	12	11
4 収支予算	10	5	5	5	5	10	10	5	5
5 財務状況等	5	5	0	0	0	5	5	5	5
6 前期の指定管理者の実績	5~ -5	/				5	5	5	5
小計	100 +5~ -5	65	58	60	52	97	105	81	79
合計		235				362			